平成26年8月30日

問い合わせ先	安佐南区維持管理課	
	安佐北区維持管理課	
	道路交通局道路管理課	
	安佐南区	☎ 831−4957
	安佐北区	8 1 9 - 3 9 4 1
	道路管理課	☎ 5 0 4 − 2 1 5 1

道路占用料の免除

1 支援策の内容

平成26年8月19日からの豪雨による被災者の生活再建に係る経済的負担の 軽減を図るため、道路占用料を免除します。

2 対象者

豪雨災害による被災者

3 対象となる占用物件

被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工 事用板囲等の工事用施設及び竹木等の工事用材料

4 手続き

道路占用許可申請の際、被災のあったことを証する書面(り災証明書又はその写し)を提出してください。